

事務分担関係 別表

別表1 - 1	[都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]	1
別表1 - 2	[指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]	15
別表1 - 3	[中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]	27
	中核市権限に係る法令事務には、特例市その他政令で定める市等の権限に属する事務を含む	
別表1 - 4	[都の特例事務のうち、特別区が処理する事務]	81

法令事務については、平成25年4月1日現在で整理

別表1 - 5	[任意事務等]	121
---------	---------	-----

[1.任意事務等]

任意事務等とは、要綱等事務(国の要綱・通知に基づいて実施している事務)及び任意事務(法令事務にも要綱等事務にも該当しない事務(条例に基づく事務、単独で実施している事務を含む))をいう

平成24年度に実施している事務を整理

「市政改革プラン」に掲げる事務については、プラン策定時(平成24年7月)の内容に沿って整理。ただし、実現した事務については、当該内容を反映

[2.道路・河川・公園等に係る事務]

道路、河川、公園等に係る事務については、大阪府と特別区の双方に法令上の権限が属するため、大阪府と特別区の手分担を整理

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、都道府県知事に届け出なければならない。	都道府県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	前項の規定による届出を受理したときは、直ちにこれを告示しなければならない。	都道府県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身分上の事実の確認、事実の認定	都道府県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第2項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る届出者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出受理	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出について、出頭した者が指定した者であること等の確認	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15号二	優良宅地の認定(個人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号二	優良宅地の認定(法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) [都道府県知事の事務とされた認定事務]	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
租税特別措置法施行令	第20条の2第13項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定〔都道府県知事の事務とされた認定事務〕	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定〔都道府県知事の事務とされた認定事務〕	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第16項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があることの認定〔都道府県知事の事務とされた認定事務〕	都道府県	都	
文化財保護法	第35条第3項(第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第46条の2第2項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。)	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第1項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第3項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第53条第4項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第84条第2項において準用する第51条第5項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第92条第1項	市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第92条第2項	市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第94条第4項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	經由事務

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第4項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第129条第2項において準用する第35条第3項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第1項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第3項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可[増床]申請の経由事務	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可[増床]	都道府県	都	
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可	都道府県	都	
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可[増床]	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院休止届	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院再開届	都道府県	都	
医療法	第9条第1項	病院廃止届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者死亡届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者失そう届	都道府県	都	
医療法	第12条第1項ただし書	病院管理医師設置許可	都道府県	都	
医療法	第12条第2項	病院2ヵ所管理許可	都道府県	都	
医療法	第15条第3項	法15条3項の各種届(エックス線装置等)(病院)	都道府県	都	
医療法	第16条ただし書	病院医師宿直免除許可	都道府県	都	
医療法	第18条ただし書	病院専属薬剤師設置免除許可	都道府県	都	
医療法	第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	都道府県	都	
医療法	第24条第1項	施設の使用制限命令等	都道府県	都	
医療法	第27条	病院構造設備使用許可	都道府県	都	
医療法	第28条	管理者の変更命令	都道府県	都	
医療法	第29条第1項	開設許可の取消等	都道府県	都	
医療法	第30条	弁明の機会の付与	都道府県	都	
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
医療法施行令	第4条第1項	病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第1項	病院開設届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第2項	病院管理医師変更届	都道府県	都	
医療法施行規則	第23条	検査の申出の受理	都道府県	都	
医療法施行規則	第51条	療養病床等の転換にかかる経過的措置に関する届出の受理	都道府県	都	
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み受理に関する事務	都道府県	都	経由事務
クリーニング業法施行令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府県	都	経由事務
クリーニング業法施行令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府県	都	経由事務
薬事法	第24条第2項	許可の更新	都道府県	都	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る
薬事法	第38条において準用する第10条	医薬品販売業の休廃止等の届出の受理	都道府県	都	同上
薬事法	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定により適用される第69条第2項	薬局開設者及び店舗販売業者への立入検査等	都道府県	都	同上
薬事法	第70条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条第4項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第1項	法令違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務改善命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第2項	許可条件違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する是正命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第73条	薬局開設者及び店舗販売業者に対する不適切な管理者の変更命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第75条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する業の許可の取消	都道府県	都	同上
薬事法	第76条	薬局開設及び店舗販売業の許可等の更新拒否に係る通知等	都道府県	都	同上
薬事法	第79条第1項	条件及び期限の付加等	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第44条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第45条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の書換え交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の再交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第3項	紛失した薬局開設及び店舗販売業の許可証を発見した際の返納の受理	都道府県	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
薬事法施行令	第47条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第48条	薬局開設及び店舗販売業の許可台帳の備え	都道府県	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請の受理	都道府県	都	経由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録証明書の交付	都道府県	都	経由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録変更等の届出の受理	都道府県	都	経由事務
工業用水法	第3条第1項	工業用水の採取の許可	都道府県	都	
工業用水法	第4条第1項	工業用水の採取の許可の申請の受理	都道府県	都	
工業用水法	第7条第1項	工業用水採取井戸の変更の許可	都道府県	都	
工業用水法	第9条	工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第10条第3項	工業用水採取許可の承継の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第11条	許可井戸廃止届の受理	都道府県	都	
工業用水法	第13条	工業用水採取の許可の取消し	都道府県	都	
工業用水法	第14条	工業用水採取許可者に対する緊急措置	都道府県	都	
工業用水法	第22条第1項	土地の立入許可	都道府県	都	
工業用水法	第22条第2項	土地の立入の事前通知	都道府県	都	
工業用水法	第22条第6項	土地の立入による損失補償	都道府県	都	
工業用水法	第24条	工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収	都道府県	都	
工業用水法	第25条第1項	工業用水採取許可井戸への立入検査	都道府県	都	
工業用水法	第26条第1項	聴聞の特例	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の9第1項	個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の15第1項(第7条の16第2項及び第7条の20第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の16第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第4項	施行者の変動に係る認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第7項	施行者の変動に係る届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第8項	認可及び受理に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の20第1項	事業についての終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第1項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第11条第2項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第3項	設立された組合(事業計画決定前に設立した組合)に係る事業計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第1項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項により準用する場合を含む。)	認可申請に係る事業計画の縦覧	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第2項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項により準用する場合を含む。)	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第3項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項により準用する場合を含む。)	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第5項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項により準用する場合を含む。)	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第1項(第38条第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第2項(第38条第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第4項第3号	組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第8項	組合から提出される事業報告書等の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第2項	届出に伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第38条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業方針の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第4項	組合の解散の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第3項	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第4項	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述	都道府県	都	
都市再開発法	第49条	市街地再開発組合の清算に係る決算報告の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第72条第1項(第72条第4項により準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第99条の3第3項(第99条の8第5項及び第118条の28第2項により準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第113条(第118条の30第2項により準用する場合も含む。)	決定に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第114条(第118条の30第2項により準用する場合も含む。)	決定に係る事業の代行	都道府県	都	
都市再開発法	第117条第1項(第118条の30第2項により準用する場合を含む。)	事業代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項により準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第1項	第一種市街地再開発事業の個人施行者に対する検査、必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第2項	個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第3項	取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第1項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第2項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する組合員の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第3項	検査に基づく組合に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第4項	組合の設立の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第5項	組合の総会等の招集	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第6項	組合の理事等の解任の投票の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第7項	市街地再開発組合の総会等の議決等の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求についての裁決	都道府県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第4条の2第3項(第22条の3により準用する場合を含む。)	個人施行者に対する審査委員の解任の承認	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第2項	都市再開発法第125条第6項の規定による組合の理事等の解任の投票に係る解任投票所の決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第4項を準用)	投票に係る権限を証する書面の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第6項を準用)	投票に係る投票用紙の交付	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第8項を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第9項を準用)	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第10項を準用)	投票に係る点検及び有効投票数の計算	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第11項を準用)	投票に係る効力の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第14条第1項を準用)	投票に係る結果の公告	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第1項を準用)	投票に係る解任投票録の作成等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第2項を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第1項を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第2項を準用)	異議に対する決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第3項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第4項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見書の要旨の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第52条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物の認定	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第1項	防災街区整備事業(以下「事業」という。)の施行の認可及びこれに際しての意見聴取	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第3項	防災街区整備事業(以下「事業」という。)の施行の認可及びこれに際しての意見聴取	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第128条第1項(第129条第2項・第132条第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第129条第1項	認可を受けた事業の規準等の変更の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条	事業の施行者が1人から数人となったときに定める規約の認可(都市再開発法第7条の17第4項を準用)	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	事業の個人施行者に変動を生じたときの届 出の受理(都市再開発法第7条の17第7項を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	認可及び届出の受理に係る公告(都市再開 発法第7条の17第7項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第131条第1項	事業に係る審査委員の承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第132条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第1項	防災街区整備事業組合(以下「事業組合」と いう。)の設立の認可及びこれに際しての意 見聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条2項(第122条第 3項を準用)	防災街区整備事業組合(以下「事業組合」と いう。)の設立の認可及びこれに際しての意 見聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第4項(第122条 第3項を準用)	防災街区整備事業組合(以下「事業組合」と いう。)の設立の認可及びこれに際しての意 見聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第3項	事業計画の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第3項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項により準用 する場合を含む。)	事業計画を縦覧に供したときの意見書の受 理	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第4項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項により準用 する場合を含む。)	意見書に基づく修正命令又は通知	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第6項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項により準用 する場合を含む。)	修正命令を受けて事業計画を修正したとき の申告の受理及びこれに伴う事務	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第1項(第157 条第2項により準用する 場合を含む。)	認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する 図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第2項(第157 条第2項により準用する 場合を含む。)	認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する 図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の財産状況等について法令・定款 に違反している等の事項がある場合の報告 の受理(都市再開発法第27条第4項第3号を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合から提出される事業報告書等の受 理(都市再開発法第27条第8項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の理事長の氏名等の届出の受理 (都市再開発法第28条第1項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	届出に伴う公告(都市再開発法第28条第2項 を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第157条第1項	事業組合の定款又は事業計画若しくは事業 基本方針の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第4項	事業組合の解散の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消し又は解散認可 の公告	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要 請による意見の陳述及び調査(都市再開発 法第48条の2第3項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の解散及び清算を監督する裁判所 への意見の申述(都市再開発法48条の2第4 項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の清算に係る決算報告の承認(都 市再開発法第49条を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第165条第1項(第122条 第3項を準用)	事業会社による防災街区整備事業(以下「事 業」という。)の施行の認可及びこれに際して の意見聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第171条第1項(第172 条第2項・第175条第2 項・第178条第2項によ り準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大 臣への送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第172条第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲 渡及び譲受の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第177条第1項	審査委員の承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第178条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第1項	権利変換計画の認可及びその変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第4項	権利変換計画の認可及びその変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第236条第3項(第241 条第5項により準用する 場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第1項	事業に係る事業代行開始の決定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第2項	決定に係る公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第259条	決定に係る事業の代行	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第261条第1項	事業代行の終了の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第268条第3項	事業の施行の促進を図るために必要な措置 の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第1項	事業の個人施行者に対する検査及び必要な 措置(処分取消し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第2項	個人施行者に対する事業の施行の認可の取 消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第3項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第1項	事業組合の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第2項	事業組合の施行する事業に対する組合員の 請求に基づく検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第3項	検査に基づく組合に対する必要な措置(処分 の取消し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第5項	事業組合の総会等の招集	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第6項	事業組合の理事等の解任の投票の実施	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第7項	事業組合の総会等の議決等の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第1項	事業会社の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第2項	事業会社の施行する事業に対する権利者の 請求に基づく検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第3項	検査に基づく事業会社に対する必要な措置 (処分の取消し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第4項	事業会社に対する防災街区整備事業(以下 「事業」という。)の施行の認可の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第5項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第277条第1項	防災施設建築物等の管理規約の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第306条第1項	事業組合及び事業会社がした処分等につい ての審査請求の受理及び裁決	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第26条第3項(第30条に より準用する場合を含 む。)	個人施行者及び事業組合に対する審査委員 の解任の承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条	法第270条第6項の規定による事業組合の理 事等の解任の投票に係る解任投票所の決定 等(都市再開発法施行令第18条第2項を準 用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条	投票に係る権限を証する書面の受理(都市 再開発法施行令第18条第3項(同令第13 条第4項を準用)を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条	投票に係る投票用紙の交付(都市再開発法 施行令第18条第3項(同令第13条第6項を 準用)を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条	投票に係る職員の指名及び投票の拒否(都 市再開発法施行令第18条第3項(同令第13 条第8項を準用)を準用)	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第9項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る点検及び有効投票数の計算(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第10項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る効力の決定(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第11項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る結果の公告(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第14条第1項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る解任投票録の作成等(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第15条第1項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票に係る解任投票録の保存(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第15条第2項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第1項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	異議に対する決定等(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第2項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条	異議に対する投票の無効の決定(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第3項・第4項を準用)を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第121条第2項	事業の施行に係る認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第121条第3項	事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
土地区画整理法	第76条	土地区画事業施行地区内で、事業の施行に障害となるおそれがある行為や建築物・工作物の新築、増築等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける	都道府県	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(独立行政法人都市再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(独立行政法人都市再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第103条第3項	換地処分の届出の受理(独立行政法人都市再生機構施行・公社に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市再生機構施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第6条第1項	承認の申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第7条第1項	承認の申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削変更許可申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道府県	都	経由事務

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道府県	都	経由事務
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する条件の付加	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等従事者証の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の返納の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結果報告の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票等の返納等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由及び意見の付与	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めないことに係る大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認めることに係る第一種指定化学物質の名称の大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に係る大臣への説明要求	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計結果の通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計及び公表	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第2項	認証申請の公告及び縦覧	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第12条第3項	認証又は不認証の決定の通知	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第2項	設立登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立認証の登記をしないときの設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の3	仮理事の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の4	特別代理人の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第18条第3号	監査の結果不正行為等を発見した場合の監事からの報告の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第23条第1項	役員変更届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第3項	定款変更の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第6項	定款変更(認証を受けなければならない事項にかかるものを除く)届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第7項	定款変更登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第29条	事業報告書等の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第2項	解散の認定(第3号事由)	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第4項	解散の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条の8	清算人の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条第2項	残余財産譲渡の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述、調査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第4項	裁判所に対する意見の申述	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の3	清算結了の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第34条第3項	合併の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第41条第1項	報告及び検査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第42条	改善命令	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第1項、第2項	設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第4項	聴聞の期日における審理を公開しない理由を記載した書面の交付	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の2	意見聴取	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の3	警察本部長からの意見申述の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第26条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可申請の受理	指定都市	都	任命権者の権限
教育公務員特例法	第28条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可の取消	指定都市	都	任命権者の権限
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条第1項	県費負担教職員の任免、給与決定、休職及び懲戒に関する事務	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第1項 において準用する第92条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出の受理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第93条第2項	法第93条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項の指示	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第1項	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときの届出の受理	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第2項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第3項	法第96条第2項の命令をしようとする場合の関係地方公共団体からの意見聴取	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第5項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令の延長	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第7項	法第96条第1項の届出がなされなかった場合の法第96条第2項及び第5項の措置命令、期間の延長	指定 都市	都	
文化財保護法	第96条第8項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令をしない場合の当該遺跡の保護上必要な指示	指定 都市	都	
文化財保護法	第154条第1項	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定 都市	都	
文化財保護法	第154条第1項第4号	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定 都市	都	
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	第3条第2項	非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第6条の4第1項	里親の認定	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ロ	児童相談所業務内容	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ハ	児童相談所業務内容	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ニ	児童相談所業務内容	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ホ	児童相談所業務内容	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ヘ	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第3項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第11条第4項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第12条第1項	児童相談所 設置	指定 都市	都	
児童福祉法	第12条の2第2項	児童相談所長の監督	指定 都市	都	
児童福祉法	第13条第1項	児童福祉司の設置	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の3第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の16	指定障がい児通所支援事業者の指定の更新	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第1項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第21条の5の21第4項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第1項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第2項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第3項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第4項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第5項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の23第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の23第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の24	指定障がい児通所支援事業者に関する公示	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	指定障がい児入所施設の指定	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	障がい児入所給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第2項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第3項	障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第6項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第8項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第10項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第11項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の4第1項	入所給付決定の取消	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の4第2項	入所給付決定の取消	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の5	災害等の特例	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の6第1項	高額障がい児入所給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の7第1項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の9第1項	指定障がい児入所施設の設置者からの申請の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の10	指定障がい児入所施設の指定の更新	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の13	指定障がい児入所施設の設置者に係る事項の変更の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の14	指定障がい児入所施設に係る指定の辞退の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の15第1項	指定障がい児入所施設の設置者等に係る報告等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の16	指定障がい児入所施設等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の17	指定障がい児入所施設の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の18	指定障がい児入所施設に関する公示	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の19第1項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の19第2項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の20第1項	障がい児入所医療費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の20第3項	障がい児入所医療費の支給	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第24条の24第1項	障がい児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の24第3項	年齢超過児の障がい児入所給付費の支給 決定の意見(児童相談所長)	指定 都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第3号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の 報告の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第4号	出頭要求等の実施が適当である旨の通知の 受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第1項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第2項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第3項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第5項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第6項	都道府県の採るべき措置(児童福祉審議会の 意見聴取)	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	保護処分を受けた児童を児童自立支援施設 等への入所措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	児童の入所	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の3	家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第1項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第2項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第3項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第29条	立入調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第1項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第2項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条の2	里親等に対する指示等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第2項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第3項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第5項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第1項	措置を採る権限の児童相談所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第2項	措置を採る権限の福祉事務所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第1号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第4号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第5号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の6	児童自立生活援助事業の実施等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第1項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童から の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第3項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童から の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第3項	被措置児童虐待の通告の通知	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第2項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る 審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第4項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る 審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第5項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る 審議会への意見聴取	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第33条の2第1項ただし書	一時保護に係る児童に係る親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の8第2項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の防止等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の防止等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の15第2項	都道府県児童福祉審議会への報告	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の16	被措置児童等虐待の状況等の公表	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の3	都道府県(政令市)による、障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」という。)の事業開始等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の4	児童自立生活援助事業等を行う者の事業開始の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の5	障がい児通所支援事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の5	児童自立生活援助事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の6	障がい児通所支援事業等への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の6	児童自立生活援助事業等を行う者への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の19	養育里親名簿の作成	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の20第2項	養育里親名簿の作成	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第2項	児童福祉施設(児童自立支援施設)の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設に限る)の設置の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るものに限る)の設置の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止又は休止の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るものに限る)廃止等の届出の受理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止・休止承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の廃止又は休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るものに限る)の廃止、休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入調査・検査	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るものに限る)についての報告聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	里親からの報告の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るものに限る)に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設置者に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる改善の勧告・命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる基準に達しておらず有害である場合の事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るものに限る)に対する業務停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設置者に対する事業の停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第1項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組の承諾	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第2項	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	親権者、未成年後見人の意に反した措置についての報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	緊急で措置をとった場合の施設長等からの報告(の受理)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第2号	費用の支弁(児童福祉司に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第3号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の2	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の3	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	障がい児入所給付費等の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	特定入所障がい児食費等給付費の支弁	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第50条第7号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の2	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の3	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第8号	都道府県の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第9号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第1項	負担能力の認定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条 第7号に係る部分に限 る)	費用の徴収及び負担	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条 第7号に係る部分に限 る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条 第7号の2、第7号の3に 係る部分に限る)	費用の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条 第6号及び第6号の3に 係る部分のうち助産の 実施に係る部分に限 る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条 第6号及び第6号の3に 係る部分のうち母子保 護に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第8項	資料の請求	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第8項	負担能力の認定等のための書類の閲覧等	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新 設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の新設等に要する 費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項(障害 児入所施設、児童発達 支援センターに係るも のに限る)	民間の児童福祉施設に対する補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新 設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の新設等に要する 費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項(障害 児入所施設、児童発達 支援センターに係るも のに限る)	民間の児童福祉施設に対する補助がされた ときに、予算の変更指示等の権限	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3(障害児入 所施設、児童発達支援 センターに係るもの に限る)	民間の児童福祉施設に対する補助金の返還 命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の設置者に対して 既に交付した補助金の全部又は一部の返還 命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設 置者に対して既に交付した補助金の全部又 は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設 置認可の取消し	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置認可の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第58条	第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)が処分等に違反したときの、認可の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)に対する報告聴取・設備等の調査	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童養護施設等)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童厚生施設)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るものに限る)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第1条第2項	児童自立生活援助事業の対象者の認定	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第3条	児童相談所設置等の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第28条	措置の解除・変更における児童福祉施設長等からの意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第29条	里親認定における都道府県児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第1項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第2項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第33条	同居児童の居住地変更の通知(新居住地の知事に対して)	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第36条	児童自立支援施設の設置	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	最低基準の実地検査	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第1号	都道府県の負担金の返還	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法施行令	第43条第2号	都道府県の負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第3号	都道府県の負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第4号	都道府県の負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第5号	都道府県の負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第6号	都道府県の負担金の返還	指定 都市	都	
身体障害者福祉法	第11条第1項	身体障がい者更生相談所の設置	指定 都市	都	
身体障害者福祉法	第11条の2第1項	身体障がい者更生相談所への身体障がい者福祉司の設置	指定 都市	都	
身体障害者福祉法施行令	第2条	判定書の交付	指定 都市	都	
知的障害者福祉法	第12条第1項	知的障がい者更生相談所の設置	指定 都市	都	
知的障害者福祉法	第13条第1項	知的障がい者更生相談所への知的障がい者福祉司の設置	指定 都市	都	
知的障害者福祉法施行令	第1条	療育手帳の判定結果通知書の交付、相談に係る心理所見や意見書の交付	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第6条第3項	早期の発達支援	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第10条第1項	発達障がい者の特性に応じた適切な就労の機会の確保	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第14条第1項	発達障がい者支援センターの指定	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第16条	発達障がい者支援センターに対する報告の徴収等	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第17条	発達障がい者支援センターに対する改善命令	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第18条	発達障がい者支援センターの指定の取消し	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第19条第1項	専門的な医療機関の確保	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第25条	早期の発達支援	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第1項	出頭要求	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第2項	出頭要求(書面による告知)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第3項	出頭要求(出頭の求めに応じない場合の措置)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条第1項	立入調査等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第1項	再出頭要求	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第2項において準用する第8条の2第2項	再出頭要求(書面による告知)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第1項	臨検または搜索	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第2項	臨検または搜索(必要な調査又は質問)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第3項	臨検または搜索(許可状請求の場合における資料提出)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第4項	臨検または搜索(許可状の交付受け)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第5項	臨検または搜索(許可状)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第1項後段	警察署長への援助要請	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第2項	警察署長への援助要請	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3	臨検等の終了に関する報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第3項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第4項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の2第2項	(施設入所措置が採られた場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の3	(一時保護を行っている場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第1項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第2項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第3項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第6項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条	施設入所等の措置の解除に関する児童福祉司等の意見聴取等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の4	児童福祉審議会等への報告	指定 都市	都	
少年法	第6条の7第1項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
少年法	第6条の7第2項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
少年法	第18条第1項	家庭裁判所からの送致	指定 都市	都	
少年法	第18条第2項	家庭裁判所からの送致	指定 都市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号口	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の申請受理	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の審査及び交付	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第3項	精神障がい者保健福祉手帳の交付をしない場合の通知	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第4項	精神障がい者保健福祉手帳の更新の認定	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第5項	精神障がい者保健福祉手帳の更新をしない場合の通知	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第3項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第4項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第5項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の通知	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳の作成	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の記載内容変更の届出の受理	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第4項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出の受理	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第5項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出に伴う旧居住地の都道府県知事への通知及び新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第6項	精神障がい者保健福祉手帳台帳の記載事項の削除	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第8条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の更新及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更申請の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更に伴う新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の再交付の申請の受理及び再交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第2項	精神障がい者保健福祉手帳再交付の後に紛失した手帳を発見した場合の手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の受理等	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第2項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第3項	大規模小売店舗の変更に関する届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第5項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第6項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第7条第3項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に依ること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第1項	大規模小売店の新設に係る市町村の意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第2項	市町村の区域内の居住者や事業者からの意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第3項	市町村から聴取した意見の縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第4項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第6項	届出をした者に対する意見を公告し、縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第7項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第8項	法第8条第7項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第1項	届出をした者に対する勧告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第3項	届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第4項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第5項	法第9条第4項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第7項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大規模小売店舗立地法	第12条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第55条	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第2項	縦覧に供した事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第3項	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第4項	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第6項	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第2項を準用)	縦覧に供した変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第4条	建物用地下水の採取の許可	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第7条	氏名等の変更の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第8条第3項	採取者の地位を継承した時の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第9条	許可の失効の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第10条	建物用地下水の採取の許可等の取消等	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第11条	地下水又は地盤の状況に関する測量等が必要な場合の土地の立入り	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第13条	建物用地下水を採取するための設備の構造等についての報告の徴収	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第14条	建物用地下水を採取するための設備の設置場所等の立入検査	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第15条	環境大臣への地盤沈下の防止に関する意見申出	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公職選挙法施行令	第59条の2第1号	身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
公職選挙法施行令	第59条の3の2第1項第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第75条第1項	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
教育公務員特例法	第21条第2項	研修計画の樹立・実施	中核市	都	
教育公務員特例法	第23条第1項	初任者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第24条第1項	10年経験者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条	研修計画の体系的な樹立	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条の2	指導不適切教諭等に対する研修に関する事務	中核市	都	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第45条	県費負担教職員の研修(教員・事務職員)	中核市	都	
教育職員免許法	第6条第2項、別表第3備考第6号	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第39条第1項	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第40条	教育職員免許法認定講習の変更に係る文部科学大臣への届出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第42条	講習の実施状況及び収支決算の大臣への報告	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第76条第1項	講習に係る単位修得原簿等公文書の保存	中核市	都	
文化財保護法	第43条	重要文化財(一部)の現状変更等の許可等	中核市	都	
文化財保護法	第53条第1項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第3項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第4項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第54条	重要文化財(一部)の保存のための調査	中核市	都	
文化財保護法	第55条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理、もしくは環境保全の状況についての実地調査	中核市	都	
文化財保護法	第100条第2項	発見した文化財の所有者が判明しないときの警察署長への通知	中核市	都	
文化財保護法	第101条	文化財である埋蔵物の提出受理	中核市	都	
文化財保護法	第102条	文化財である埋蔵物の鑑査	中核市	都	
文化財保護法	第185条	出品された重要文化財等の管理	中核市	都	
児童福祉法	第8条第1項	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置	中核市	都	
児童福祉法	第8条第7項	芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦する者等に対する勧告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第17条第4項	児童委員の指揮監督	中核市	都	
児童福祉法	第18条の2	児童委員の研修	中核市	都	
児童福祉法	第19条第3項	保健所長からの報告の受理	中核市	都	
児童福祉法	第20条第1項	結核児童に対する療育の給付	中核市	都	
児童福祉法	第20条第4項	指定療育機関への医療に係る療育の給付の委託	中核市	都	
児童福祉法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第6項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第8項	指定療育機関の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第1項	診療報酬の内容及び請求、審査及び支払	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第3項	社会保険診療報酬支払基金法及び国民健康保険法における審査委員会からの意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第4項	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第1項	指定療育機関に対する検査	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第2項	診療報酬の差止め等	中核市	都	
児童福祉法	第21条の5	慢性疾患児等の健全育成を図るための治療方法に関する研究等及び事業の実施	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12	一時預かり事業(届出を受け)	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14	報告の求め及び立入調査等	中核市	都	
児童福祉法	第35条第3項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の認可	中核市	都	
児童福祉法	第35条第6項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の承認	中核市	都	
児童福祉法	第46条第1項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者等に対する報告の徴収又は調査若しくは検査	中核市	都	
児童福祉法	第46条第3項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する改善命令	中核市	都	
児童福祉法	第46条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する事業の停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第50条第1号、第2号	費用の支弁(児童委員に要する費用に限る)	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号の2	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第5号に係る部分に限る)	費用の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条第5項	医療機関への支払命令	中核市	都	
児童福祉法	第56条第7項	不足額の徴収	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する費用の補助がされたときに、予算の変更指示等の権限	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間保育施設に対する補助の予算の変更指示等の権限	中核市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助金の返還命令	中核市	都	
児童福祉法	第58条	第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設)が処分等に違反したときの、認可の取消	中核市	都	
児童福祉法	第58条	保育所の認可の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する報告聴取・設備等の調査	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無認可保育施設に対する報告聴取・設備等の調査等	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無認可保育施設の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無認可保育施設に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第1項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第2項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第1項	無認可保育施設の施設の運営状況の報告(受け)	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第2項	無認可保育施設の施設の運営状況等の市町村長への通知及び公表	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第2項	指定保育士養成施設の指定の申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第3項	指定保育士養成施設の指定の変更申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第4項	指定保育士養成施設の指定の変更届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第5項	実績報告の提出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第7項	指定保育士養成施設の指定取り消しの届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する助産・母子生活支援施設の最低基準の検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	保育所の実地検査	中核市	都	
児童福祉法施行令	第43条	負担金の返還(保育所に係るもの)	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第20条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第21条	母子家庭等日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
母子及び寡婦福祉法	第22条第1項	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての報告聴取等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第23条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第25条第3項	母子家庭又は母子福祉団体による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第30条第2項	母子家庭就業支援事業の実施	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第33条第3項	民間の行う寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第33条第4項	寡婦日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての報告聴取等、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第34条第1項	寡婦による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第35条第2項	寡婦就業支援事業の実施	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第1項	身体障がい者手帳の交付申請の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第2項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第4項	障がい認定をして身体障がい者手帳を交付	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第5項	障がい認定ができないときに申請者に通知	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第1項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第2項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第3項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第1項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第2項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第3項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第28条第1項	身体障がい者社会参加支援施設の設置等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第1項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第3項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第1項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がいが必要に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第2項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がいが必要に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第6条第1項	身体障がい者手帳の交付にあたっての診査の通知	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第7条	障がいの程度に変化が生じた者の通知の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第1項	障がい者手帳交付台帳の備付等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第2項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第4項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第6項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第7項	身体障がい者手帳に関する記載事項の消除	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
身体障害者福祉法施行令	第10条第1項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第3項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第12条第2項	死亡の通知の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第3項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第4項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第1項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第2項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第2項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第1項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第2項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条第2項	障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の指定の更新申請の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第1項	指定障がい福祉サービス事業者に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第2項	指定障がい福祉サービス事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第3項	指定障がい者支援施設に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第47条	指定障がい者支援施設に係る指定の辞退の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第1項	障がい福祉サービス事業所に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第2項	障がい者支援施設に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条	障がい福祉サービス事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定の更新(一般相談支援事業者に限る)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第1項	一般相談支援事業所の変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第2項	指定一般相談支援事業者の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消し	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の30	指定一般相談支援事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第2項	指定自立支援医療機関の指定(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第60条第1項	指定自立支援医療機関の指定の更新(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第63条	指定自立支援医療機関に対する指導(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第64条	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第65条	指定自立支援医療機関の指定の辞退(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第1項	指定自立支援医療機関等に対する報告聴取等(育成医療及び更生医療に係る者に限る。)	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第3項	報告徴収等に応じなかった場合等の自立支援医療費の支払の一時差止め等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第1項	指定自立支援医療機関に対する勧告(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第2項	勧告に従わなかった指定自立支援医療機関の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第3項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第4項	命令をした旨の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第5項	良質かつ適切な自立支援医療を行っていない指定自立支援医療機関に関する通知の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第68条第1項	指定の取消等(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第69条	指定自立支援医療機関の指定等の公示(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条第1項	地域生活支援事業	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第1項	事業の開始等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業等の実施の届出	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第3項	届出の変更届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第4項	事業の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する報告聴取等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する事業の制限等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する運営の改善命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第83条第2項	障がい者支援施設の設置	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第1項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第2項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第3項	苦情の申出等	中核市	都	
介護保険法	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第48条第1項第1号	指定介護老人福祉施設の指定	中核市	都	
介護保険法	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第70条第6項(法第70条の2第4項、第70条の3第2項において準用する場合を含む)	特定施設入居者生活介護等に関する市町村への意見照会	中核市	都	
介護保険法	第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む)	指定居宅サービス事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第70条の3	特定施設入居者生活介護に係る変更届出の受理等	中核市	都	
介護保険法	第75条第1項	指定居宅サービス事業者に係る変更、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第76条第1項	指定居宅サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第76条の2	指定居宅サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第77条	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第78条	指定居宅サービス事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第82条	指定居宅介護支援事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第83条第1項	指定居宅介護支援事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第83条の2	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第84条	指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第85条	指定居宅介護支援事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	第89条	指定介護老人福祉施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第90条第1項	指定介護老人福祉施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第91条	指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第91条の2	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第92条	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第93条	指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第1項	指定介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第95条	指定介護老人福祉施設の管理者の承認	中核市	都	
介護保険法	第99条	介護老人保健施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第100条第1項	介護老人保健施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限等	中核市	都	
介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の開設者に対する施設管理者の変更命令	中核市	都	
介護保険法	第103条	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・命令等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の許可の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第104条の2	介護老人保健施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	旧法(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。以下同じ。)第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	旧法第111条	指定介護療養型医療施設の変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第112条第1項	指定介護療養型医療施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条	指定介護療養型医療施設の辞退届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第114条	指定介護療養型医療施設に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の5	指定介護予防サービス事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第115条の7第1項	指定介護予防サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第115条の8	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第115条の9	指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の10	指定介護予防サービス事業者に関する公示	中核市	都	
構造改革特別区域法	第30条第1項	特区認定を受けた場合における、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
社会福祉法	第7条第1項	地方社会福祉審議会の設置	中核市	都	
社会福祉法	第7条第2項	地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問	中核市	都	
社会福祉法	第9条	地方社会福祉審議会委員の任命	中核市	都	
社会福祉法	第12条	地方社会福祉審議会における児童福祉に関する事項の調査審議	中核市	都	
社会福祉法	第20条	職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	中核市	都	
社会福祉法	第21条	福祉関係業務担当職員にかかる訓練に関する規定	中核市	都	
社会福祉法	第62条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第62条第2項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第3項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第4項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第5項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第6項	社会福祉施設設置の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出事項の変更届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
社会福祉法	第63条第2項	社会福祉施設の設置許可を受けた事項を変更する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第64条	施設を設置する第1種社会福祉事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第1項	市町村又は社会福祉法人が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第2項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第3項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第4項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第5項(第62条第5項、第6項準用)	第1種社会福祉事業の開始の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第68条	施設を必要としない第1種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第1項	第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第2項	第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第70条	社会福祉事業を営業者に対する調査	中核市	都	
社会福祉法	第71条	施設を設置して第1種社会福祉事業を営業者に対する改善命令	中核市	都	
社会福祉法	第72条	社会福祉事業の営業者の制限又は停止の命令	中核市	都	
老人福祉法	第6条の2第3項	事務の福祉事務所長への委任	中核市	都	
老人福祉法	第14条	民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の2	民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の3	民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第2項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条第6項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第2項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第1項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の認可	中核市	都	
老人福祉法	第18条第1項	民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条第2項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第1項	民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置等についての改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
老人福祉法	第18条の2第2項	民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第3項	老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて認可の取消等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて運営の改善命令等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第2項	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第24条第2項	社会福祉法人に対する補助	中核市	都	
老人福祉法	第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第2項	有料老人ホームの届出の変更の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第3項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第9項	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者に対する報告徴収等	中核市	都	
老人福祉法	第29条第11項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第29条第12項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令に係る公示	中核市	都	
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第7条	市町村整備施設の設置の届出の受理	中核市	都	
行旅病人及行旅死人取扱法	第5条	行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償	中核市	都	
行旅病人及行旅死人取扱法	第13条	行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償	中核市	都	
生活保護法	第40条第1項	保護施設の設置	中核市	都	
生活保護法	第40条第2項	保護施設の設置の届出受理	中核市	都	
生活保護法	第41条第2項	保護施設の設置の認可	中核市	都	
生活保護法	第41条第4項	上記の認可にあたっての条件の付与	中核市	都	
生活保護法	第41条第5項	上記の認可申請書記載事項の変更の認可	中核市	都	
生活保護法	第42条	保護施設の廃止等の認可	中核市	都	
生活保護法	第43条第1項	保護施設の運営についての指導	中核市	都	
生活保護法	第44条第1項	保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する認可取消	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する改善命令等	中核市	都	
生活保護法	第45条第4項	保護施設の認可の取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示	中核市	都	
生活保護法	第46条第2項	保護施設の設置者(都道府県以外)からの管理規程の受理	中核市	都	
生活保護法	第46条第3項	上記の管理規程に対する変更命令	中核市	都	
生活保護法	第48条第3項	保護施設の長の指導に対する制限又は禁止	中核市	都	
生活保護法	第49条	医療機関の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
生活保護法	第49条の3	医療機関の指定の更新	中核市	都	
生活保護法	第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
生活保護法	第71条	費用の支弁	中核市	都	
生活保護法	第74条第1項	保護施設に対する補助	中核市	都	
生活保護法	第74条第2項	補助を行った保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
生活保護法	第79条	補助金の返還	中核市	都	
生活保護法	第83条の2	厚生労働大臣への通知	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第49条	医療機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第71条	費用の支弁	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
民生委員法	第4条	民生委員の定数の決定	中核市	都	
民生委員法	第5条	厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	中核市	都	
民生委員法	第6条第2項	委員として推薦される者のうち主任児童委員として指令されるべき者の表示	中核市	都	
民生委員法	第7条	民生委員推薦会に対する民生委員の再推薦命令	中核市	都	
民生委員法	第11条第1項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第11条第2項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第17条第1項	民生委員の職務に関する指揮監督	中核市	都	
民生委員法	第18条	民生委員の指導訓練(研修)に関する計画の策定、実施	中核市	都	
民生委員法	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	中核市	都	
民生委員法	第26条	民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用の負担	中核市	都	
民生委員法	第28条	国庫補助金の受領	中核市	都	
社会福祉法	第72条	社会福祉事業の制限又は停止等の命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
登録免許税法施行規則	第3条第1号イ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第1項	結核の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第5項	指定届出機関の指定の取り消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第1項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第2項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第5項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第6項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第8項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第9項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第3項	診療報酬額の決定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第5項	診療報酬額の決定に当たっての審査機関の意見聴取	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第1項	感染症指定医療機関に対する報告の請求等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第2項	報告を拒否した感染症指定医療機関に対する診療報酬の差止めの指示等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の7第1項	通報又は報告の受理	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第1項	都道府県の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第2項	指定医療機関の設置及び運営に要する費用の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第26条第1項	都道府県の補助の基準	中核市	都	
食品衛生法	第25条第1項	規格が定められた食品、容器包装等の検査	中核市	都	
食品衛生法	第26条第1項	販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	中核市	都	
食品衛生法	第26条第5項	登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由	中核市	都	
食品衛生法	第29条第1項	製品検査のための検査施設の設置	中核市	都	
食品衛生法	第62条第1項 (第25条第11項、第26条第1項・第5項、第29条第1項を準用)	おもちゃについての準用 (食品製造者等に対する検査命令、製品検査の検査施設の設置、公衆衛生上講ずべき措置の基準制定 等)	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
食品衛生法	第62条第3項 (第25条第1項、第29条 第1項を準用)	営業以外の食品供与施設についての準用 (製品検査の検査施設の設置)	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第3項	製品検査に係る試験品の採取	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第4項	製品検査の実施、合格に係る表示の付与	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第1項	製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき 旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検 査命令書の作成	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第3項	製品検査に係る試験品の採取等	中核市	都	
母子保健法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
母子保健法	第20条第7項(児童福 祉法第20条第8項、第 21条の3第1項・第3項、 第21条の4第1項・第2 項を準用)	指定医療機関の指定の取消し、指定医療機 関の診療内容等の審査及び診療報酬額の 決定、審査機関の意見聴取、指定医療機関 の報告徴収、診療報酬の支払いの差止め等	中核市	都	
計量法	第10条第2項	適正計量の実施の確保に著しい支障が生じ た場合の勧告	特例市	都	
計量法	第10条第3項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	
計量法	第15条第1項	特定商品を販売する事業者などに対し、特定 物象量の表記等が適正になされていない場 合の勧告	特例市	都	
計量法	第15条第2項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	
計量法	第15条第3項	勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係 る措置をとらなかったときの措置命令	特例市	都	
計量法	第19条第1項	定期検査の実施	特例市	都	
計量法	第20条第1項	指定定期検査機関の指定	特例市	都	
計量法	第21条第2項	定期検査の実施時期等の公示	特例市	都	
計量法	第21条第3項	疾病等の事由により定期検査を受けることが できない者からの届出の受理及び検査	特例市	都	
計量法	第25条第1項	定期検査に代わる計量士による検査を受け た旨の届出の受理	特例市	都	
計量法	第30条第1項	指定定期検査機関の業務規程の制定時及 び変更時の認可	特例市	都	
計量法	第30条第3項	認可をした業務規程が定期検査の公正な実 施上不相当と認めるときの当該規程の変更 命令	特例市	都	
計量法	第32条	指定定期検査機関の検査業務の休廃止の 届出の受理	特例市	都	
計量法	第33条第1項	指定定期検査機関の事業計画及び収支予 算の作成時及び変更時の受理	特例市	都	
計量法	第33条第2項	指定定期検査機関の事業報告書及び収支 決算書の受理	特例市	都	
計量法	第35条	経済産業省令で定める条件に適合する知識 経験を有する者に係る指定定期検査機関に 対する解任命令	特例市	都	
計量法	第37条	指定定期検査機関に対する規定適合命令	特例市	都	
計量法	第38条	指定定期検査機関の指定の取消し又は検査 業務の停止命令	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
計量法	第39条第1項	指定期検査機関に代わる検査業務の実施	特例市	都	
計量法	第127条第2項	適正計量管理事業所の指定の申請書に係る 進達事務	特例市	都	
計量法	第127条第3項	適正計量管理事業所の指定のための検査	特例市	都	
計量法	第127条第4項	検査結果についての経済産業大臣(計量法 施行令第41条により都道府県知事)への報 告	特例市	都	
計量法	第147条第1項	届出製造事業者等に対する業務に関する報 告の徴収	特例市	都	
計量法	第147条第3項	指定期検査機関等に対する業務等に関す る報告の徴収	特例市	都	
計量法	第148条第1項	届出製造事業者等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第148条第3項	指定期検査機関等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第149条第1項	届出製造事業者等への計量器等の提出命 令	特例市	都	
計量法	第149条第3項	命令によって生じた損失の補償	特例市	都	
計量法	第150条第1項	特定物象量の誤差が量目公差を超える場合 の特定物象量の表記の抹消	特例市	都	
計量法	第150条第2項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第151条第1項	検定証印等の除去	特例市	都	
計量法	第151条第4項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第153条第1項	装置検査証印の除去	特例市	都	
計量法	第153条第3項(第151条 第4項を準用)	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第154条第1項	立入検査によらない検定証印等の除去	特例市	都	
計量法	第154条第3項(第151条 第4項を準用)	処分をするときの時期及び理由の告知	特例市	都	
計量法	第159条第3項第1号	指定の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第2号	届出の受理の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第3号	取消し等の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第4号	実施の公示	特例市	都	
計量法	第163条第2項	指定期検査機関等の処分等について不服 がある者からの審査請求の受理	特例市	都	
計量法	第167条	検定用具等の無償借受け	特例市	都	
計量法施行規則	第76条	適正計量管理事業所の指定通知の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第79条	適正計量管理事業所の指定取り消し通知の 受理	特例市	都	
計量法施行規則	第80条	適正計量管理事業所に係る変更届等の写し の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第81条	適正計量管理事業所に係る変更届等の進達 事務	特例市	都	
都市再開発法	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の3	再開発事業計画の認定	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第129条の4	認定の通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第1項(第129条の3、第129条の4を準用)	再開発事業計画の変更の認定及びその通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第2項(第129条の3、第129条の4を準用)	再開発事業計画の変更の認定及びその通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の6	再開発事業の実施状況についての報告の徴取	特例市	都	
都市再開発法	第129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位を承継する場合の承認	特例市	都	
都市再開発法	第129条の8	認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していない場合の改善命令	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第1項(第129条の4を準用)	再開発事業計画の認定の取消し及びその通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第2項(第129条の4を準用)	再開発事業計画の認定の取消し及びその通知	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第46条第1項(土地区画整理法を準用)	防災街区計画整備組合(以下「計画整備組合」という)。が法第45条第1項第1号に掲げる事業を土地区画整理事業として行うときの許認可関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第47条第1項(都市再開発法を準用)	計画整備組合が法第45条第1項第1号及び2号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業として行うときの許認可関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の6	計画整備組合に理事が欠けたときの仮理事の選任	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の7第3号	計画整備組合の監事からの報告の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第2項(第93条第2項、第94条を準用)	計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可及びその関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第3項(第93条第2項、第94条を準用)	計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可及びその関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第1項	計画整備組合の設立の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第1項	計画整備組合の設立の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第2項	認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第2項	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第2項(第94条第1項第1号を準用)	計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第94条第1項第1号を準用)	計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第93条第2項を準用)	認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第5項	組合員が3人未満になったときの計画整備組合からの解散届の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第2項(第94条第1項を準用)	計画整備組合の合併の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第94条第1項を準用)	計画整備組合の合併の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第93条第2項を準用)	認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第94条第2項を準用)	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の5第3項	計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の5第4項	裁判所に対する意見申述	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の6	計画整備組合の清算結了に係る届出の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第105条	計画整備組合の監督に必要な報告等の徴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第106条第1項	組合員からの請求に基づく計画整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第106条第2項	監督上必要があるときの計画整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第107条第1項	検査の結果としての、法令等の違反に対する措置命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第107条第2項	命令に従わないときの業務停止又は役員改選の命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第108条	計画整備組合の解散の命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第109条第1項	組合員からの請求に基づく総会等の議決、選挙、当選の取消し	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第109条第2項	組合員からの請求に基づく総会等の議決、選挙、当選の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第33条第1項	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第1項を準用)	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第10条第1項を準用)	事業についての規準又は規約及び事業計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第10条第3項を準用)	変更の認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第4項を準用)	事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第7項を準用)	事業について施行者の変動があった場合の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第8項を準用)	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第13条第1項・第2項を準用)	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法13条第4項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第37条第1項	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第1項を準用)	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第1項を準用)	住宅街区整備組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第2項を準用)	届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第1項を準用)	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用する同法第39条第2項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用する同法第39条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用する同法第39条第2項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第4項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第2項を準用)	組合の解散の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第5項を準用)	組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第3項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(法第48条の2第4項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第49条を準用)	住宅街区整備組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第3項を準用)	合併によって設立されようとする組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第4項を準用)	合併後に一方の組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第1項	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第2項(土地区画整理法第86条第4項を準用)	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第1項	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第2項(土地区画整理法第86条第4項・第5項を準用する同法第97条第2項・第3項を準用)	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法103条第3項を準用)	事業の換地処分に係る届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法103条第4項を準用)	換地処分の実施及び6の届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第1項	事業により取得した施設住宅の一部等の譲渡の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第2項	届出があったときの施設住宅の買取りの協議を行う者の決定及びその旨の届出者への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第4項	決定後に買取りの希望のないときの届出者等への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第95条第3項	個人施行者又は住宅街区整備組合に対する事業の施行の促進を図るための措置命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第1項を準用)	個人施行者が施行する事業に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第2項を準用)	命令に従わない場合の事業の施行認可の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第3項を準用)	取消しに係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第1項・第2項を準用)	住宅街区整備組合の施行する事業に対する会計等の検査	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第3項を準用)	検査後の住宅街区整備組合に対する是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第4項を準用)	命令に従わない場合等の住宅街区整備組合の設立の認可の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第5項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による総会等の招集	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第6項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第7項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第98条第1項	住宅街区整備組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第100条	施設住宅等の管理規約の認可(個人・住宅街区整備組合施行に限る。)	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条(土地区画整理法第136条を準用)	農用地の廃止を伴う事業の事業計画の審査に当たっての農業会議及び土地改良区からの意見聴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の2	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の3	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第1項	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第2項(第101条の3を準用)	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の6	都心共同住宅供給事業計画の認定を受けた事業者からの報告の徴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の7	事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の8	事業者に対する改善命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の9(第101条の4を準用)	認定の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第16条第2項を準用)	組合の役員等の解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項・第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第6項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第8項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないとい認められる場合の投票の拒否	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第9項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第10項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第11項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第12条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令(以下「令」)第13条第2項を準用する令第16条第3項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	組合の役員解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第3項・第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第43条第1項	管理規約に関する意見書の提出先	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第43条	換地計画の認可申請書への添付書類	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の8	都心共同住宅(賃貸住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の10	特例を受ける賃借人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の14	賃貸住宅を管理するための経験・能力の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の15	賃貸住宅の管理期間を定めること	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第1項	特別の事情があり分譲住宅に入居させることが適当であるものの認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第2項	都心共同住宅(分譲住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の19	特例を受ける譲受人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の24	関連公共的施設の指定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第1項	分譲住宅にかかる分譲事務費の算出の方法の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第3項	分譲住宅の価額決定に係る承認	特例市	都	
土地区画整理法	第4条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第2項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第3項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第4項	土地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第7項	新たに土地区画整理事業の施行者となった者等の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第8項	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第2項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第4項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第3項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第1項	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第21条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第28条第8項	土地区画整理組合の事業報告書等の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第2項	届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第1項	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第4項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第5項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第2項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第3項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第3項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第4項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	
土地区画整理法	第50条第3項	合併によって設立されようとする土地区画整理組合の設立の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第50条第4項	合併後に一方の土地区画整理組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の2第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第1項	事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第2項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第1項	事業に係る事業計画等の変更の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第1項を準用)	認可に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第1項	区画整理会社の合併、分割等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第75条	技術的援助の請求受け	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第4項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第5項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第97条第1項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第97条第3項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第3項	土地区画整理事業の換地処分に係る届出の受理(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分の実施及び届出に係る公告(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第1項	個人施行者が施行する土地区画整理事業に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第2項	土地区画整理法第124条第1項の命令に従わない場合の土地区画整理事業の施行認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第3項	取消しに係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第1項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第2項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第3項	検査後の土地区画整理組合に対する是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第4項	命令に従わない場合等の土地区画整理組合の設立の認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第5項	土地区画整理組合の組合員の申出による総会等の招集	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
土地区画整理法	第125条第6項	土地区画整理組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第7項	土地区画整理組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第3項	検査後の区画整理会社に対する是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第4項	命令に従わない場合の区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第5項	認可の取消しの公告	特例市	都	
土地区画整理法	第127条の2第1項	土地区画整理組合又は区画整理会社が行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	
土地区画整理法	第136条	農用地の廃止を伴う土地区画整理事業の事業計画の審査に当たっての農業会議及び土地改良区からの意見聴取(個人・組合・会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第2項	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員等の解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項・第13条第1項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第4項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第6項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第8項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないと認められる場合の投票の拒否	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第9項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第10項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第11項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第12条第1項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第1項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第2項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第1項を準用)	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員等の解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第2項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第3項・第4項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第60条第1項	土地区画整理事業施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少した旨の公告	特例市	都	
屋外広告物法	第3条第1項	良好な景観又は風致を維持するため、特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第3条第2項	良好な景観の形成、風致を維持するため、特定の物件への広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
屋外広告物法	第3条第3項	公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第4条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の制限	中核市	都	
屋外広告物法	第5条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示の方法の基準等の設定	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第1項	屋外広告物法 第3条第1項から第3項、第4条、第5条までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の措置命令	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第2項	命令を行う場合で、違反者等を確知できないときに係る代執行	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第3項	命令を行った場合で、違反者が履行しないとき等に係る代執行	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第4項	はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第1項	除却広告物等の保管	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第2項	返還のための公示	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第3項	保管した除却広告物等について、滅失等のおそれがあるとき等において、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管すること	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第4項	買受人がないとき等における当該広告物等の廃棄	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第7項	広告物又は掲出物件を交換できないときの広告物又は掲出物件の帰属	中核市	都	
景観法	第8条第1項	景観計画の策定	その他 (景観行政団 体)	都	景観行政団体、都道府県、指定都市、中核市、それ以外の市町村で、景観行政事務を行うため都道府県との協議を経た市町村 東京都の権限・東京都及び景観行政団体である区
景観法	第9条第1項	景観計画策定に当たっての公聴会の開催等	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第2項	景観計画策定にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第4項	景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第5項	景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第6項	景観計画策定時の公示及び縦覧	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第7項	景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第10条第1項	特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める旨の要請を受けること	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第10条第2項	特定公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する基準の変更の要請を受けること	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第11条第1項	土地所有者等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
景観法	第11条第2項	NPO等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第11条第2項	NPO等に準ずるもの法人を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第12条	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について判断し、必要に応じ景観計画の策定又は変更の案を策定すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第13条	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第14条第1項	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第14条第2項	通知をしようとする際の都道府県都市計画審議会又は市町村市議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第15条第1項	景観協議会を組織すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第1項	景観計画区域内における建築物の新築等の行為についての届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第1項	届出の方法等を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第1項第4号	景観計画区域内における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届出が必要なものを条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第2項	届出内容の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第3項	届出をした者に対する設計の変更等の措置をとることの勧告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第5項	国の機関等からの建築物の新築等の行為についての通知を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第6項	国の機関等に協議を求めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第7項第11号	規定を適用しない行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第1項	景観計画区域内における一定の行為で形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第1項	対象となる行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第4項	届出について行為の着手に係る制限期間の延長	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第17条第5項	処分に違反した者等に対する原状回復命令等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第6項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第7項	命令を受けた者に報告させ、又は職員を土地に立ち入らせ、実施状況を検査させ、景観に及ぼす影響を調査させること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第18条第2項	届出について行為の着手に係る制限期間の短縮	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第1項	景観重要建造物の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第1項	建造物の所有者から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第2項	景観整備機構から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第3項	景観重要建造物の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第1項	景観重要建造物の所有者に対する景観重要建造物指定の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第1項	景観重要建造物の増築等の行為の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第3項	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第4項	国の機関等が行う景観重要建造物の増築等の行為について協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第1項	違反した者に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第2項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第1項	許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第24条第2項	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第3項	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第25条第2項	景観重要建造物の管理の方法を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第26条	景観重要建造物の所有者又は管理者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第1項	景観重要建造物が国宝等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第2項	公益上の理由等による景観重要建造物の指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第3項(第21条第1項の準用)	場合における景観重要建造物の所有者への通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第1項	景観重要樹木の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第1項	樹木の所有者から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第2項	景観整備機構から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第3項	景観重要樹木の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第1項	景観重要樹木の所有者に対する景観重要樹木の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第1項	景観重要樹木の伐採等の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第2項(第22条第3項の準用)	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第2項(第22条第4項の準用)	国の機関等が行う景観重要樹木の伐採等について協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第32条第1項(第23条第1項の準用)	違反した者に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第1項(第23条第2項の準用)	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第1項の準用)	許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第2項の準用)	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第3項の準用)	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第33条第2項	景観重要樹木の管理の方法を条例で定めること 景観重要樹木の管理の方法を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第34条	景観重要樹木の所有者又は管理者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第1項	景観重要樹木が特別史跡名勝天然記念物等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第2項	公益上の理由等による景観重要樹木の指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第3項(第30条第1項の準用)	景観重要建造物の所有者への通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第36条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等との管理協定の締結	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第36条第3項	景観整備機構が管理協定を締結する際の認可の申請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第37条第1項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第37条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第38条	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第39条	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第36条第3項の準用)	景観整備機構が締結した管理協定を変更する際の認可の申請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第37条第1項の準用)	管理協定の変更申請に係る公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第40条(第37条第2項の準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第38条の準用)	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第39条の準用)	管理協定変更又公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第36条第3項の準用)	緑地管理機構項が景観重要樹木について管理協定を締結する際の認可の申請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第1項の準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第2項の準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第38条の準用)	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第39条の準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第43条	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第44条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳の作成及び保管	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第45条	景観重要樹木又は景観重要樹木の所有者からの報告徴収	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第46条	景観重要建造物の所有者又は景観重要樹木の所有者からの助言又は援助の求めに応じること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第81条第4項	景観協定の認可の申請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第1項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第1項	景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第3項	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第1項	景観協定の変更の認可の申請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第84条第2項(第82条第1項の準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第82条第2項の準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第1項の準用)	景観協定の変更の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第3項の準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第85条第3項	景観協定区域から除外された場合の当該土地の借地権を有していた者等からの届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第85条第4項(第83条第3項の準用)	景観協定区域から除外された土地があることを知った場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第1項	景観協定区域内の土地所有者からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第2項	景観協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第4項(第83条第3項の準用)	意思表示があった場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第88条第1項	景観協定の廃止の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第88条第2項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第2項	一の所有者による景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第3項(第83条第3項)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第1項	景観整備機構の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第2項	指定した景観整備機構の名称等の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第3項	景観整備機構の名称等の変更等の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第4項	届出事項の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第1項	景観整備機構に業務の報告をさせること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第95条第2項	景観整備機構に対する業務運営の改善等の措置命令	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第3項	違反した場合の指定の取消し	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第4項	指定取消しの公示	その他 (景観行政団 体)	都	同上
景観法施行令	第7条	景観計画の提案に係る一段の土地の区域の規模を設定する条例の制定	その他 (景観行政団 体)	都	同上
宅地造成等規制法	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第3条第3項	第3条第1項の指定に係る宅地造成工事規制区域の公示等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第2項	第4条第1項の立入り前の通知等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第3項	第4条第1項の立入り前の通知等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第1項	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第2項	第5条第1項の伐除・試掘の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第3項	第5条第1項の試掘に係る障害物の伐除	特例市	都	
宅地造成等規制法	第6条第2項	第5条第1項の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第1項	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第2項	第7条第1項の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第3項	第7条第2項の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第3項	第8条第1項の許可について条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第2項	第8条第1項の許可の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第11条	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第8条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第1項	工事計画変更の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第2項	軽微な工事計画変更の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第3項を準用)	第12条第1項の許可について条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第10条第2項を準用)	第12条第1項の許可の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第11条を準用)	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第12条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第13条第1項	工事完了の検査	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第13条第2項	第13条第1項の検査に係る検査済証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第1項	許可の取消	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第2項	工事中の中止命令等の措置	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第3項	工事中の中止命令等の措置	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第4項	工事中の中止命令等の措置	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第5項	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第1項	規制区域指定の際行われている工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第3項	規制区域内での宅地への土地転用についての届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第16条第2項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための必要な勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第1項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第2項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第3項(第14条第5項を準用)	第17条第1項、第2項の命令を命ずべき者が確知できないときに自ら措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第18条第1項	宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第19条	宅地造成工事の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第1項	造成宅地防災区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第2項	造成宅地防災区域の指定の解除	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第3条第3項を準用)	第20条第1項及び第2項の指定等に係る造成宅地防災区域の公示等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第1項を準用)	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第2項第3項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第1項を準用)	造成宅地防災区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の伐除・試掘の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第3項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の試掘に係る障害物の伐除	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第6条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第1項を準用)	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第2項を準用)	第20条第3項(第7条第1項を準用)の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第3項を準用)	第20条第3項(第7条第2項を準用)の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	特例市	都	
宅地造成等規制法	第21条第2項	造成宅地防災区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のため必要な勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第1項	造成宅地防災区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第22条第2項	造成宅地防災区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第3項(第14条第5項を準用)	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第18条第1項を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第19条を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第1項	施行令第6条の規定による擁壁の設置に代えた他の措置に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第2項	宅地造成に関する工事の技術的基準の強化又は付加に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行規則	第30条	宅地造成の工事の許可(変更を含む)を受けたことを証する書面の交付	特例市	都	
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令	第8条	独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構の開発における協議に関する事務	特例市	都	
都市計画法	第29条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第29条第2項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第30条第1項	開発行為許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第33条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条第11号	市街化調整区域において開発を許可できる類型として、市街化区域に近接等する区域を定める条例の制定	特例市	都	
都市計画法	第34条第12号	市街化調整区域において開発を許可できる類型として、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為の区域、目的、予定建築物の用途を定める条例の制定	特例市	都	
都市計画法	第34条第13号	土地等に関する権利の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第34条第14号	開発審査会への付議	特例市	都	
都市計画法	第34条の2(第32条等を準用)	国・都道府県が行う行為に係るものについて1の許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	特例市	都	
都市計画法	第35条第2項	処分の文書による通知	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等	特例市	都	
都市計画法	第36条第1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第36条第2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付	特例市	都	
都市計画法	第36条第3項	開発行為に関する工事の完了公告	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市計画法	第37条1号	開発区域内の土地における工事完了の公告前建築等につき支障がないと認める行為	特例市	都	
都市計画法	第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第41条第1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定	特例市	都	
都市計画法	第41条第2項	制限を解除する許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築物の建築等の許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第2項	国が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関との協議	特例市	都	
都市計画法	第43条第1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可	特例市	都	
都市計画法	第43条第3項	国、都道府県等が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	特例市	都	
都市計画法	第45条	開発行為許可の地位の承継の承認	特例市	都	
都市計画法	第46条	開発登録簿の調製・保管	特例市	都	
都市計画法	第47条第1項	開発登録簿への登録	特例市	都	
都市計画法	第47条第2項	開発行為に関する工事が許可の内容に適合する旨開発登録簿への附記	特例市	都	
都市計画法	第47条第3項	許可又は協議について開発登録簿への附記	特例市	都	
都市計画法	第47条第4項	開発登録簿に登録された事項に係る必要な修正	特例市	都	
都市計画法	第47条第5項	開発登録簿の縦覧等	特例市	都	
都市計画法	第50条第1項	開発審査会における審査請求の受理	特例市	都	
都市計画法	第50条第2項	開発審査会における審査請求の裁決	特例市	都	
都市計画法	第78条	開発審査会の設置等	特例市	都	
都市計画法施行令	第19条第1項	市街化区域内において行う開発行為で、その規模が千平方メートル未満のものについて、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内でその規模を定めるための条例の制定	特例市	都	
都市計画法施行令	第19条第1項	非線引都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が三千平方メートル未満のものについて、区域を限り、三百平方メートル以上三千平方メートル未満の範囲内でその規模を定めるための条例の制定	特例市	都	
都市計画法施行令	第23条の3	1ヘクタール未満の開発行為で、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときに、区域を限り、0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定める条例の制定	特例市	都	
都市計画法施行令	第36条第1項三水	開発審査会への付議	特例市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条第2項	登録の更新	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第6条第1項	登録の申請(更新に係る申請も含む。)の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第2項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第3項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第4項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第8条第1項	申請に係る登録の拒否	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第8条第2項	拒否に係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条第1項	登録を受けた事業に係る登録事項等の変更の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条第3項	登録事業の変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第10条	サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第3項	登録事業を行う者の地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第4項(第9条第3項を準用)	届出に係る変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第1項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第2項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第13条第1項	登録事業の登録の抹消	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	登録事業者等に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第1項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第2項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第3項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第1項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第2項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第3項	取消しに係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第27条第1項	登録事業者の事務所の所在地が確知できないときのその事実の公告及びこれに基づく登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第2項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第30条	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第1項	指定登録機関の指定の公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第2項	指定登録機関の名称等の変更に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第3項	届出に係る公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第1項	指定登録機関の登録事務規程に係る認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第3項	認可を受けた登録事務規程の変更の命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第35条	指定登録機関に対する監督上必要な命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第36条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第1項	指定登録機関の登録事務(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務)の休廃止の許可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第2項	許可に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第1項	指定登録機関の指定の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第2項	指定登録機関の指定の取消し又は同機関に対する登録事務の停止命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第3項	取消し等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第1項	指定登録機関が登録事務の休止等をしたときの登録事務の実施	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第2項	実施等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第43条	登録事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の入居者に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第53条第1項	終身建物賃貸借の事業認可申請書の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第55条	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第1項	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第54条を準用)	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第55条を準用)	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第58条第1項	認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)による終身建物賃貸借の解約の申入れに係る承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第65条	認可事業者に対する助言指導	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条	認可事業者からの報告の徴取	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第2項	認可事業者の一般承継人に係る地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第3項	認可事業者から権原を取得した者に係る地位の承継の承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第68条	認可事業者に対する改善命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第1項	認可の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第2項(第55条を準用)	取消しに伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第70条第1項	認可を受けた事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第72条	認可事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の賃借人に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	第32条第3項	本人確認情報を得られない場合の住民票の抄本等の書面の提出を求めること	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の5第4項	特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第3項	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第4項	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第6項	許可の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2第1項	一般廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第1項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第2項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3第2項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第3項	一般廃棄物処理施設に関する計画変更、廃止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第10項	一般廃棄物処理施設に関する改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5第1項	一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の6第1項	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の7第2項	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第1項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第2項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第4項	動物の愛護を目的とする団体等への犬及びねこの引取りの委託	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第1項	負傷動物等の発見者からの通報の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第2項	負傷動物等の収容	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第37条第2項	犬及びねこの引取り等の際し、犬及びねこの繁殖制限措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言の実施	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第38条第1項	動物愛護推進員の委嘱	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第39条	動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための協議会を組織	中核市	都	
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第1項	特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの)の設置の許可	中核市		東京都は同法の対象地域ではない
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第4項	許可申請があった場合の概要告示及び書面縦覧	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第5項	告示を行った場合の関係府県知事及び市町村の長への通知と意見聴取	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第6項	告示を行ったときの利害関係者からの意見の受付	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第7条第2項	許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第1項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る許可	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第3項	許可に関する事務	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第4項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なもの)に係る届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第9条	許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第10条第3項	許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第11条	許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の5	指定物質(燐等)を排出する者に対する必要な指導、助言及び勧告	特例市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の6第1項	指定物質を排出する者に対する必要な事項に関する報告の徴収	特例市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	附則第2条第5項	許可を受けたものとみなされた者からの届出の受理	中核市		同上
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第1項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第2項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第14条第1項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第15条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第16条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第17条第2項	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第18条	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第19条第3項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第1項	大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第3項	総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第2項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第3項	特定施設の事故時における必要な措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第4項	特定施設の事故時における事故状況の通報、必要な措置命令時の環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第1項	大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第1項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第2項	国の地方行政機関の長等からの調査測定の結果の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第3項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上で調査測定の結果及び国の地方行政機関の長等より受理した結果についての公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第4項	調査測定のための職員による土地への立入り等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第3項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第4項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定結果の公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第34条第1項	特定施設に対する報告聴取及び立入検査	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する要請	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第4項	適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての、適用除外法の所管行政庁からの通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第36条第2項	関係行政機関の長等へ協力要請等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第1項	大気基準適用施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第2項	水質基準対象施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第3項	職員による大気基準適用施設設置工場等の立入検査の実施	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第4項	職員による水質基準適用事業場等の立入検査の実施	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第18条第2項	発注者からの申告等の受理	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第20条	対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条第2項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第43条第1項	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第6条第3項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第7条	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
水質汚濁防止法	第5条	特定施設等の設置の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第6条	新たに特定施設となった既存の特定施設等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第7条	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条	届出に係る特定施設等の排水の汚水状態が排水基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条の2	届出に係る指定地域内事業場の排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第9条第2項	届出に係る事項の内容が相当であると認められるときの実施制限期間の短縮	特例市	都	
水質汚濁防止法	第10条	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第1項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第3項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の2第1項	有害物質使用特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の3第1項	有害物質使用特定施設等設置者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の4	指定地域内事業場排水排出者以外の汚水等排出者に対する指導、助言及び勧告	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条第3項	汚濁負荷量の測定手法の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第1項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第2項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第3項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第4項	応急措置が講じられていないと認めるときの措置	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第1項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての常時監視	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
水質汚濁防止法	第17条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての公表	特例市	都	
水質汚濁防止法	第18条	緊急時における排水排出者に対する措置命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第1項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第2項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する、必要な措置の要請	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第4項	要請があった場合において講じた措置に関する行政庁からの通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第5項	鉱山事業者等に改善命令等を行う際の、関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第2項	関係行政機関の長等に対する協力要請等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第3項	河川管理者等からの意見の聴取	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第1項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第2項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第3項	職員による特定事業場の立入検査の実施	特例市	都	
大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第7条第1項	現に設置している施設がばい煙発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第8条第1項	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条の2	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の指定ばい煙が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第10条第2項	ばい煙施設の設置の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第14条第1項	ばい煙量等が排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第14条第3項	指定ばい煙が総量規制基準に適合しないときの指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第1項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第15条の2第1項	工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第2項	ばい煙発生施設等で発生した事故の状況に係る通報の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第3項	ばい煙発生施設等で発生した事故に対する必要な措置の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の6第1項	現に設置している施設が揮発性有機化合物排出施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の7第1項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の8	届出に係る揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときの揮発性有機化合物排出施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条第3項	一般粉じん発生施設の設置の届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の2第1項	現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の4	一般粉じん発生施設が基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨等の命令	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第3項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の7第1項	現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の8	届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の11	特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項において準用する第11条	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項において準用する第12条第3項	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理 (災害その他非常の事態の発生時の取扱い)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の16	届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が 作業基準に適合しないときの計画の変更の 命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の18	特定粉じん排出等作業を施行する者が作業 基準を遵守していないときの同基準に従うべ き旨の命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第20条	自動車排出ガスの濃度の測定	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第1項	測定に基づき公安委員会に対して道路交通 法の規定による措置をとるべき旨の要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第3項	測定に基づき道路管理者等に対して道路の 構造の改善等に関する意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第1項	大気の汚染の状況の常時監視	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第2項	常時監視の結果の環境大臣への報告	中核市	都	
大気汚染防止法	第24条第1項	大気の汚染の状況の公表	中核市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等へ の立入検査(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等へ の立入検査	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又 は届出を受理した国の行政機関の長からの 所定の事項の通知の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又 は届出を受理した国の行政機関の長からの 所定の事項の通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第3項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の 規定による措置を執るべきことの要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第4項	要請を受けて講じた措置についての国の行 政機関の長からの通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際 の関連法に基づく権限を有する国の行政機 関の長への事前協議	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際 の関連法に基づく権限を有する国の行政機 関の長への事前協議(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の 陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の 陳述(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	附則第10項	指定物質の排出又は飛散の抑制についての 勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	附則第11項	指定物質排出施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行 令	第12条第1項	ばい煙発生施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行 令	第12条第2項	職員によるばい煙発生施設等の立入検査の 実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行 令	第12条第3項	特定施設設置者からの事故の状況等の報告 徴収及び職員による特定施設等の立入検査 の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行 令	第12条第4項	揮発性有機化合物排出施設設置者からの報 告の受理及び職員による揮発性有機化合物 排出施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行 令	第12条第5項	一般粉じん発生施設設置者からの徴収及び 職員による一般粉じん発生施設等の立入検 査の実施	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大気汚染防止法施行令	第12条第6項	特定粉じん排出者からの報告徴収及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第7項	特定工事施工者からの報告徴収及び職員による特定工事の場所への立入検査の実施	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第3項	区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策の策定(第20条の3第1項の規定により策定する「地方公共団体実行計画」に追加される事項)	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第4項	都市計画、農業振興地域整備計画等の施策と地方公共団体実行計画との連携	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第5項	地方公共団体実行計画の策定における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第6項	地方公共団体実行計画の策定における住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第7項	地方公共団体実行計画の策定における関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第9項	地方公共団体実行計画の変更における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置及び関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第11項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の4第1項	地方公共団体実行計画協議会の組織	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第23条第1項	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第1項	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第4項	地域地球温暖化防止活動推進センターに対する改善措置の命令	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第5項	命令に違反した場合における地域地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消し	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第1項	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査結果の受理、人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第2項	有害物質使用特定施設が廃止された旨等の通知	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第3項	報告又は報告内容の是正命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第4項	確認をした土地の利用方法を変更しようとするときの届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第5項	届出が人の健康被害が生ずるおそれがないと認められないときの確認の取消し	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第1項	一定規模以上の土地の形質の変更時の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第2項	届出があった土地が土壌汚染のおそれがある場合の調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第1項	土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等に対する調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第2項	調査を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第1項	要措置区域の指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第2項	指定の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第4項	要措置区域の指定の解除	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壤汚染対策法	第6条第5項(第6条第2項を準用)	解除の公示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第1項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第2項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第4項	指示措置等を講ずべきことの命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第5項	指示措置を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第2項	指定の解除	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第3項(第6条第2項を準用)	指定及び解除の公示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第1項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第2項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第3項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第4項	届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第1項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第2項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第3項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第4項	申請に係る調査に関する報告、資料の徴求及び検査	特例市	都	
土壤汚染対策法	第15条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳の調整・保管	特例市	都	
土壤汚染対策法	第15条第3項	台帳の閲覧	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第2項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第3項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第4項	届出に係る汚染土壌の搬出方法の計画の変更命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第19条	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置に必要な措置命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第20条第6項	管理票交付者が虚偽の管理票の交付等を受けたときの汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第1項	汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第3項	汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第4項	許可の更新	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第5項(第22条第3項を準用)	許可の更新	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第9項	許可に係る汚染土壌処理施設における事故等の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壌汚染対策法	第23条第1項	変更の許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第2項(第22条第3項を準用)	変更の許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第3項	汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第4項	汚染土壌処理業の休止等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第24条	汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない汚染土壌の処理を行ったときの改善命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第25条	汚染土壌処理業の許可の取消等の命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第27条第2項	許可の廃止等の場合の措置命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第1項	土地の変更等に係る報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第3項	区域外へ汚染土壌の搬出等を行った者に対する報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第4項	許可者への報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第55条	公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	特例市	都	
土壌汚染対策法	第56条第2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長への協力要請等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第1項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第2項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	その他 (政令で定める市)	都	政令で定める市:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第2条で指定 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の事業所が立地する特別区において計画策定。(その他の特別区の区域については、広域自治体が策定する計画の対象となる)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第8条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況に関する届出	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第9条	保管・処分の状況の公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第12条第2項	事業者の地位の承継人からの届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第14条	事業者に対する指導・助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第16条	事業者に対する改善命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第17条	事業者等からの報告徴収	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第18条第1項	事業者等の事務所等への立入検査等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第11条第3項	適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第3項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第4項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事後届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第11項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第3項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事前保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第4項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事後保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第12項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第6項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3第1項	収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項、第6項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第5項	産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の4(第8条の5第4項を準用)	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の5	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第3項を準用)	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第4項を準用)	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第6項を準用)	産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の7第1項	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の5第1項を準用)	産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の6第1項を準用)	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の7第2項を準用)	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17	指定区域の指定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の19	土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項	事業者等に対する報告徴収	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条第1項	事業者等に対する立入検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第2号	産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第1項	排出事業者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第1項	生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第2項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分以外)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第3項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の9	除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項	土地の形質の変更に関する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第1項	廃棄物処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第3項	関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条	環境衛生指導員の任命	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第2項	特定処理施設の事故時の措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の3	産業廃棄物等の許可等及びその取消に関する県警本部長等からの意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の5	関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第5条の5	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第7条の4(第5条の5を準用)	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
公害健康被害の補償等に関する法律	第19条第1項	療養の給付を行うこと	その他(政令で定める市)	区	昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪市域は大気汚染地域に指定され、大阪市は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。昭和62年改正施行令により大阪市の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、旧施行令の経過措置により大阪市が補償給付等を行っている。
公害健康被害の補償等に関する法律	第25条第1項	障がい補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第1項	遺族補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第2項	遺族補償費を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
公害健康被害の補償等に関する法律	第40条第1項	療養手当を支給すること	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第46条	公害健康福祉事業	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第47条	費用の支弁	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第48条	機構からの納付金	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第50条	国からの交付金	その他(政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第2条第3項	法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第3条第1項	狂犬病予防員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第2項(第18条第2項で準用する場合を含む)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第5項(第18条第2項で準用する場合を含む)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第10項(第14条第2項・第18条第2項で準用する場合を含む)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第10条	狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第13条	狂犬病発生時の犬の一せい検診及び予防注射	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第14条第1項	犬等の病性鑑定のための措置	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第15条	犬の移動の制限	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定による読み替えて適用される第16条	狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第17条	狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の抑留	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条の2第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第19条	厚生労働大臣の指示の受付	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第21条	抑留場の設置	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第23条	費用の負担	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第1項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法施行令	第7条第3項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の棄殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第4項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の棄殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第8条	法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を棄殺する旨の周知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第1項	特定建築物の使用の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第2項	特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第4項	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分構成労働大臣に対する申出	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第11条	特定建築物所有者等に対する報告徴集、検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第2項	特定建築物に関する資料又は説明の要求	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第3項	維持管理方法の改善等の勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
と畜場法	第2条	適正確保のための必要な措置	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第2項	と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第3項	と畜場の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第2項	許可を受けたと畜場に対する制限	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第7条第6項	衛生管理者に関する届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第8条	衛生管理者の解任の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法	第10条第2項(第7条第6項・第7項を準用)	作業衛生責任者への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第12条第1項	と畜場使用料等の認可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第1項	例外的なとさつの届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第3項	例外的なとさつ等に対する指示	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第1項	とさつの検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第2項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第3項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第4項	例外的なとさつ等への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第5項	特定疾病の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第16条	とさつ解体の禁止等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第17条第1項	報告の徴収等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第1項	と畜場の設置の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第2項	とさつ等の停止命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第1項	と畜検査員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第2項	と畜検査員の事務	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第20条	厚生労働大臣からの調査の要請等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第4条	例外的なとさつの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第5条第1項	例外的な牛の皮等の持出しの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第6条第4項	厚生労働大臣が行うこととされている確認検査の代理	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法施行令	第7条	検査の申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第9条	検印の押捺	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第3条	牛海綿状脳症の発生等が確認された場合に 必要な措置を行うこと	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第1項	と畜場における牛海綿状脳症に係る検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の例外の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第10条第2項	協力依頼	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第12条	調査研究体制の整備等	その他 (保健 所設置 市)	都	
水道法	すべて(第32条、第33 条第1・3・5項、第34条 第1項により読み替えて 準用される第13条第1 項・第24条の3第2項、 第36条第1～3項、第37 条、第39条第2・3項を 除く)	左記の条項に係る事務すべて	市町村	都	特別区に関する読替:法第49条の規定により、特別区 の存する区域においては、法律中「市町村」とあるのは「都」と読替え
感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律	第31条第2項	生活の用に供される水の使用制限等	市町村	都	
感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律	第57条第4号	市町村の支弁すべき費用	市町村	都	
食品衛生法	第28条第1項	営業を行う者等からの報告聴取等	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律 の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務 等に関する経過措置に関する政令」により都が実 施。 卸売市場(花き市場を除く。)に係るものに限 る。
食品衛生法	第28条第4項	登録検査機関への試験に関する事務の委託	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第30条第2項	食品衛生監視員に対する監視指導命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読 み替えて適用される第 48条第8項	食品衛生管理者の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読 み替えて適用される第 52条第1項	飲食店営業等を行う者に対する許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読 み替えて適用される第 52条第2項	飲食店営業等を行う者に対する許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読 み替えて適用される第 52条第3項	飲食店営業等を行う者に対する許可への条 件付加	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第53条第2項	許可営業者の地位の承継の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第1項	違反営業者等に対する廃棄命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第2項	違反営業者等に対する廃棄命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第55条第1項	違反営業者に対する許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第56条	違反営業者に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
統計法施行令	別表第1 10の項	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計に関する事務の処理	市町村	都	10の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における10の項第4欄(市町村長が行う事務)第2号から第5号まで及び第14号(同欄第2号から第5号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとされている
漁業センサス規則	第8条第2項	漁業センサス海面調査員に対する調査区の指定	市町村	都	
漁業センサス規則	第8条第3項	漁業センサス海面調査員の調査実施上の指導	市町村	都	
漁業センサス規則	第9条第1項	漁業センサス海面調査員証の交付	市町村	都	
漁業センサス規則	第12条第3項	調査客体候補者名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第13条	調査区の設定	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第1項	調査客体名簿の作成	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第2項	調査客体名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第15条	調査票等の送付	市町村	都	
都市計画法	第15条第1項	都市計画の決定	その他 (都道 府県又 は市町 村)	都又 は区	都市施設6項目については広域、その他は特別区が事務を担う 都の特例:法第15条の規定に基づき市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画は、都が定める(法第87条の3第1項、令第46条) ・用途地域、特別容積率適用地区又は高層住居誘導地区 ・特定街区で面積が1haを超えるもの ・水道、電気・ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場 ・再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道開発等促進区的面積が3haを超えるもの 都が定める都市計画に係る都市計画法第2章第2節(第26条第1項・第3項、第27条第2項を除く)の規定による市町村の事務は、都が処理する(法第87条の3第2項)
都市計画法	第15条の2第1項	都道府県の都市計画の案の作成への意見の申出	市町村	都又 は区	同上
都市計画法	第16条第1項	公聴会の開催	その他 (都道 府県又 は市町 村)	都又 は区	同上
都市計画法	第16条第2項	地区計画等の案の作成手続きに関する条例の策定	その他 (都道 府県又 は市町 村)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市計画法	第17条第1項	都市計画法の縦覧	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第17条第2項	意見書の受理	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第18条第1項	都道府県の都市計画に対する意見	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第18条の2第1項	基本的方針の決定	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第18条の2第2項	住民意見の反映	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第18条の2第3項	都道府県への通知	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第19条第1項	都市計画法の付議	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第19条第2項	意見書要旨の提出	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第19条第3項	都道府県知事への協議	市町村	都又は区	同上
都市計画法	第20条第1項	都市計画の告示・図書の送付	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第20条第2項	都市計画図書の縦覧	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条第1項	都市計画の変更	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条第2項(第17条、第17条の2、第19条、第20条を準用)	都市計画の変更に係る都市計画審議会への付議等	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条の3	計画提案に対する判断等	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条の4	計画提案を踏まえた都市計画法の付議	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条の5第1項	計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしていない場合の通知	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第21条の5第2項	計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしていない場合の都市計画審議会への意見聴取	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第25条第1項	立ち入り調査	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上
都市計画法	第28条第1項	立ち入り等に伴う損失の補償	その他 (都道府県又は市町村)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
都市計画法	第28条第2項	立ち入り等に伴う損失の補償に係る協議	その他 (都道 府県又 は市町 村)	都又 は区	同上
建築基準法	第3条第1項第3号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	特定行政庁:建築主事を置く市町村にあっては、市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。 特別区の特例:建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、延べ面積1万㎡超の建築物その他の建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物等に係る事務については、特定行政庁は都知事をいい、それ以外の事務については、特定行政庁は建築主事を置く特別区の長をいう。
建築基準法	第3条第1項第4号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条	建築確認申請の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第10項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第11項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第12項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条	建築物に関する完了検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の2第3項	指定確認検査機関による完了検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の2第6項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の2第7項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第7条の3第1項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項第2号	中間検査を実施すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第7条の3第4項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第5項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第7項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の4第2項	指定確認検査機関による中間検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の4第7項	国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査の際の、報告書の受理及び建築基準関連規定不適合の場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第1号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第9条	違反建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第10条第1項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第10条第2項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第10条第3項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第11条	第三章の規定に適合しない建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第1項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第2項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第3項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第5項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第6項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第7項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第8項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第9項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第10項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第11項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第12項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第13項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第14項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第15項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第16項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第17項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第18項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第19項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第20項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第21項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第22項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第23項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第22条	屋根の構造について、防火地域及び準防火地域以外の区域で国交大臣の認定を受けたもの等としなければならない区域の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項	都市計画審議会の議を経て道路の幅員を6メートルとする区域を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第43条	敷地等と道路との関係	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第44条(第9条第2項～第6項・第15項を準用)	道路内の建築制限	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第45条	私道の変更又は廃止の制限	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第46条	壁面線の指定、指定にあたっての意見の聴取等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第47条	壁面線による建築制限の例外についての許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第48条	用途地域等で制限される建築物の用途以外の建築物の建築(増改築等を含む)への対応(意見聴取、建築審査会へ同意を求めること、許可等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置が都市計画決定されていない場合の敷地の位置の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第1項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第52条第2項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(前面道路の幅員が12メートル未満の場合)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第8項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第52条第10項	前面道路の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第11項	壁面線の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第14項	容積率の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第15項(第44条第2項を準用)	法第52条第10項・第11項・第14項の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条第1項	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域の建ぺい率の設定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第53条第4項	建ぺい率の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第53条第5項第3号	前各項に規定する建ぺい率の適用除外建築物の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条第7項(第44条 第2項を準用)	法第53条第4項、第5項第3号の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第3号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第4号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条の2第4項(第44 条第2項を準用)	法第53条の2第1項第3号・第4号の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第55条第3項	建築物の高さ制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第55条第4項	法第55条第3項の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第56条第1項第1号二	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域内の建築物に対する建築物の各部分の高さの指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第56条第1項第2号・第 2号イ	都市計画審議会の議を経て建築物の各部分の高さに関する第56条第1項の規定の例外を適用する区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第56条の2第1項	建築審査会の同意を経て行う日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例に係る申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第4項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の3第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定の取り消しに係る申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の3第2項	指定の取消し、公告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の3第3項	指定の取消し、公告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の4第1項	建築審査会の同意を得て行う特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条第1項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条第4項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条の2	総合設計の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第60条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う都市再生特別地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第3項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第5項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における壁面位置制限の適用除外の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第9項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における間口率及び高さの制限の適用除外の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条	建築審査会の同意を得て行う景観地区における高さ等の制限の適用除外の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第68条の7第1項	予定道路の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第68条の7第5項	建築審査会の同意を得て行う予定道路を前面道路とみなすことの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第73条	建築協定の認可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第74条	建築協定の変更	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第75条の2	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第76条	建築協定の廃止	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第76条の3第2項	建築協定の設定の特則	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第77条の31	指定確認検査機関への立入検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第77条の32	照会及び指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第84条	被災市街地における建築制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第85条第1項	非常災害時の仮設建築物に対する制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第85条第3項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第85条第5項	仮設建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の2	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の5	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の8	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第90条の2第1項	工事中の特殊建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第90条の3	工事中における安全上の措置等に関する計画の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第93条	許可又は確認に関する消防長等の同意等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第93条の2	建築計画概要書の閲覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第94条	不服申立て	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第10条第4号八	法第6条の3第2項の規定の趣旨により規則 で規定を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第32条第1項第1号	衛生上特に支障がない(ある)と認めて区域 を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第32条第2項	地下浸透方式により汚物を処理することとし ても衛生上支障がないと認めて区域を規則 で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第42条第1項	地盤が軟弱な区域として国土交通大臣の定 める基準に基づいて区域を規則で指定する こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第46条第4項	その地方における過去の風の記録を考慮し てしばしば強い風が吹くと認めて区域を規則 で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第2項	多雪区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第3項	垂直積雪量を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第4項	屋根形状係数を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域を規則で指定する こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第91条第2項	設計基準強度の上限の数値を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第115条の2	周囲の状況により延焼防止上支障がない建築物と認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第130条の2の3第2項	法第51条ただし書き許可を要しない場合の基準となる増築、用途変更の規模の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第130条の10第2項	法第55条第2項に規定する第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における高さの限度を12メートルとする建築物の敷地面積を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第130条の12第5号	建築物の後退距離の算定の特例のうちその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して建築物を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第131条の2第1項	前面道路とみなす道路が接する街区の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路・予定道路に面する建築物に係る当該計画道路等の前面道路としての指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面位置制限の限度に関し、安全上、防災上及び衛生上支障がないことの認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第135条の3第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第135条の4第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第135条の12第2項	日影による中高層の建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第135条の16第3項	高層住居誘導地区等及び商業地域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の18第5号	容積率の算定に当たり建築物から除かれる 部分を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条第3項	土地の状況に応じた敷地面積の規模を規則 で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条の12第1項(令 第136条第2項を準用)	土地の状況に応じた一団地の面積の規模を 規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第144条の4	道に関する基準における例外的認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第1条の3第7項	申請書に添えるべき図書について必要な規 定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第2条の2第4項	申請書に添えるべき図書について必要な規 定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条第6項	申請書に添えるべき図書について必要な規 定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条の5第4項	確認審査報告書に添付する書類をファイル 等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第2号	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべ き工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第5号	工事監理の状況を把握するため特に必要が あると認めた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第4条の7第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第2号	中間検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第4号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の11	特定工程の指定に関する公示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第4条の14第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第1項	仮使用承認の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第2項	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第4項	仮使用承認の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の17	違反建築物の公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第1項	建築物の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第3項	建築物の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第5条第4項	建築物の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第1項	建築設備等の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第3項	建築設備等の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第4項	建築設備等の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第1項	台帳への記載事項を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第3項	台帳をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第5項	台帳の保存期間を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第6項(第2条の2第4項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第7項(第3条第6項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第2号を準用)	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第5号を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第1項を準用)	仮使用承認の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第2項を準用)	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第4項を準用)	仮使用承認の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第9条	道路の位置の指定の申請の提出先	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条	指定道路等の公告及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第1項	許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第2項・第3項	許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第4項	工作物許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第5項(第2項・第3項を準用)	工作物許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第1項	認定関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第2項・第3項	認定関係規定の申請に対する認定等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項	特例容積率の限度の指定の申請書の提出先	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項第 4号	特例容積率の限度の指定の申請に必要な図 書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第2項・ 第3項	特例容積率の限度の指定の申請に対する許 可等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の6	特例容積率の限度に係る公告の方法を定め ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請 の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項第 3号	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請 に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第2項・ 第3項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請 に対する許可等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に 係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項第4 号	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に 係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定 に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項第3 号	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定 に係る申請に必要な図書等を規則で定める こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の16第3項	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項第3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第4項・第5項	一敷地内認定建築物等に関する申請に対する通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の20	一の敷地と見なすこと等による制限の緩和の認定等に係る公告の方法を定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しの申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項第3号	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第2項・第3項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に対する通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22(第10条の20を準用)	認定の取り消しに係る公告の方法を定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第5項・第6項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請に必要な図書等を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第8項・第9項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定に係る申請に対する通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の24第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第2項(第10条の23第8項・第9項を準用)	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更に係る申請に対する通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の2第1項	安全上の措置等に関する計画届(変更を含む)の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第1項	磁気ディスク等による手続を認める区域と磁気ディスクによる場合の方法を定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第2項	建築概要計画書等を閲覧に供すること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第3項	建築概要計画書等の閲覧に関する規程を定め告示すること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	特別特定建築物に係る基準適合命令等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第2項	国等の特別特定建築物に係る基準適合措置の要請	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第3項	建物移動円滑化基準に適合させるために必要な措置に対する指導及び助言	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第16条第3項	特定建築物の建築主等の努力義務等(建築主への指導及び助言)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第3項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第4項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第5項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更にかかる認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	認定建築主等に対する改善命令	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第2項(建築基準法第93条を準用)	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定を行う際の消防長等の同意を得ること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第3項	報告及び立入検査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第4項	報告及び立入検査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第1項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第2項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条	低炭素建築物新築等計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条	低炭素建築物新築等計画の変更	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第56条	低炭素建築物新築等計画の状況の報告の徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	改善命令	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	低炭素建築物新築等計画の取消	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第59条	認定建築主への助言及び指導	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第43条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条(規則第43条第1項を準用)	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置等の届出	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
浄化槽法	第5条第3項	届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第5条	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第6条第2項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第6条第3項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第6条第4項	建築主事からの確認済証若しくは通知書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第6条第6項	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第7条	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第8条	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第9条	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	第10条	計画の認定を受けた者が有していた地位の承継の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第12条	建築及び維持保全の状況について報告の徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	改善に必要な措置の命令	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	計画の認定の取消し	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第2項	計画の認定の取り消しの通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第15条	認定計画実施者への助言及び指導	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項	建替計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第1項	建替計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第2項	建替計画の認定にあたり、建築主事に同意を得ること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第5項	建替計画の認定の建築主事への通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条	建替計画の変更の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第8条	建替えの状況の報告徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第9条	認定事業者の地位承継に係る承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第10条	改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第11条	建替計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第1項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第3項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告に係 る権利者への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第4項	延焼等危険建築物に対する立ち入り検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第116条	特定地区防災施設である道が予定道路とし て指定された場合の促進地区内防災街区整 備地区計画の区域内建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第3条	所管行政庁となる建築物	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第3条	建替計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築物の耐震改修の 促進に関する法律	第7条	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐 震診断結果の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の 促進に関する法律	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対す る報告命令等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令を行った場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項後段	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合に、所管行政庁が耐震診断を行うことの公告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合の耐震診断の実施	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	耐震診断の結果の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	建築物の耐震改修計画の変更認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示に従わなかった場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導及び助言	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第3項	特定既存耐震不適格建築物に関する指示に従わない場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第16条第2項	要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び助言	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第4項(第18条第2項において準用する場合を含む)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって建築主事に同意を求めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって消防長等に同意を求めること、書類の閲覧請求があった場合の閲覧	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第10項(第18条第2項において準用する場合を含む)	耐震改修計画認定の建築主事への通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第19条	計画認定建築物に係る報告の徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	認定事業者に対する改善命令	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	計画の認定の取消し	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第24条第1項	基準適合認定建築物に係る報告、検査等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第1項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る助言、指導	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第2項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る指示	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第3項	第17条第2項の指示に従わない場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収、検査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第74条第1項	建築物に係る指導及び助言	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第1項	第一種特定建築物に係る届出等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第2項	第一種特定建築物に係る届出に係る事項を変更すべき旨の指示	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第3項	第2項の指示に従わない場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条第4項	第2項の指示に係る措置を取るべきことを命 じること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条第5項	第一種特定建築物の維持保全の状況の報 告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条第6項	エネルギーの効率的利用に資する維持保全 をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条の2第1項	第二種特定建築物に係る届出等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条の2第2項	第二種特定建築物に関する必要な措置をと るべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条の2第3項	第二種特定建築物の維持保全の状況の報 告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第75条の2第4項(第75 条第6項を準用)	第二種特定建築物に係るエネルギーの効率 的量に資する維持保全をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第76条第3項	登録建築物調査機関の調査結果の報告徴 収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律	第87条第10項	特定建築物等に対する立入、検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律 施行令	第31条第1項	特定建築物に係る報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用の 合理化に関する法律 施行令	第31条第2項	特定建築物等に対する立入、検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第19条	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言	その他 (保健所設置市)	都	東京は法附則第11条に定める経過措置により都が実施
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第1項	関連事業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する勧告	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第2項	フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する勧告	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第3項	関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第1項	引取業者の登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第2項	引取業者の登録の更新	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第43条第1項	引取業登録申請書の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第1項	引取業者登録簿への登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第2項	引取業登録申請者への登録の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第1項	引取業の登録の拒否	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第2項	引取業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第1項	引取業者の変更の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第2項	引取業者登録簿への変更登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第3項	引取業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第47条	引取業者登録簿の閲覧	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第48条第1項	引取業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第49条	引取業者の登録の抹消	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第1項	引取業者の登録の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第2項	引取業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第1項	フロン類回収業者の登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第2項	フロン類回収業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第54条第1項	フロン類回収業登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第1項	フロン類回収業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第1項	フロン類回収業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第1項	フロン類回収業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第2項	フロン類回収業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第3項	フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第1項	フロン類回収業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第2項	フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第1項	解体業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第2項	解体業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第61条第1項	解体業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第62条第2項	解体業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第63条第1項	解体業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第66条	解体業者の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第1項	破砕業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第2項	破砕業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第68条第1項	破砕業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第69条第2項	破砕業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第1項	破砕業者の変更の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第2項	破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第71条第1項	破砕業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第4項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第5項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第6項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第1項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第3項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第1項	解体業等の許可に関する警視總監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第2項	解体業等の許可取消しに係る警視總監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第126条	警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	その他(保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第127条	関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	その他(保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第1項	関連事業者に対する報告徴収	その他(保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第2項	情報管理センターに対する報告徴収	その他(保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第131条第1項	関連事業者に対する立入検査	その他(保健所設置市)	都	同上